

**7ヶ月半に及ぶ撮影についてプライバシー侵害の度合いが強いとして証拠排除した事例**

- 【文献種別】 判決／さいたま地方裁判所  
【裁判年月日】 平成30年5月10日  
【事件番号】 平成28年(わ)第1038号、同第1154号、同第1307号、同第1547号  
【事件名】 覚せい剤取締法違反、建造物等以外放火、非現住建造物等放火未遂、火災びんの使用等の処罰に関する法律違反、窃盗被告事件  
【裁判結果】 有罪・一部無罪(確定)  
【参照法令】 刑事訴訟法198条  
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25560354

**事実の概要**

1 被告人Xは車両窃盗、覚せい剤使用並びに所持、放火事件の共謀について起訴された。

3点目の放火事件共謀の起訴内容は次のようなものである。すなわち、Xは暴力団Aの構成員Yと親しく交遊していたところ、対立する暴力団Bが管理する自動車に放火しようと考え、Yらと共に共謀の上、平成28年3月16日午前零時35分頃、何らかの方法で点火して火を放ち、車両の一部を焼損させ、また、暴力団Bの総長Zが所有し、人が住居に使用していない、かつ現に人がいない同暴力団本部事務所に放火しようと考え、Yらと共に共謀の上、同日午前1時3分頃、同事務所玄関前において、点火装置を有する火災瓶1本に点火し、事務所内にこれを投げ入れて火を放ち、燃焼させた。

2 Xは、同年3月4日午後、同人方車庫から玄関内に向かって赤色のガソリン携行缶様のもを持って歩き、また同月12日午前には、レンタカーに赤色のガソリン携行缶2つを運び込んでいる様子が警察官によってビデオ撮影されていた。同撮影がX共謀の証拠として公判廷に証拠調べ請求されたため、弁護人はこれを違法収集証拠に当たるとして排除を求めた。

3 本件の撮影は、平成27年10月4日から翌年5月19日までの間、X方近隣の私人の管理する場所に設置されたビデオカメラから行われたもので、撮影データを記録する外付けハードディスクの交換時を除いて、7ヶ月間にわたり24時

間連続で撮影が行われていた。その撮影範囲は主としてX方前の公道及びX方玄関であったが、X方の玄関ドアが開いた際にはドアの内部、すなわち居宅内部が映り込んでいて、ドア内部の様子が撮影されていた時間が25分に及ぶこともあった。担当した警察官は、人や車の動きのある部分をパソコンにダウンロードして保存しただけでなく、事件と関係のない人や車等の映像も保存した部分もあった。この長期にわたる撮影について警察官は、逮捕状が出ていたYの逮捕に向けてその所在の確認と行動パターンを把握する目的であったこと、その撮影期間中ほぼ毎日Yの立ち寄りが確認されていたこと、Yを逮捕しようとしたが失敗したこと、28年1月以降はその立ち寄りが確認できなくなっていたこと、にもかかわらず再び立ち寄る可能性があると考えて撮影を継続したこと、28年5月17日にYが逮捕されたため撮影を終了したこと等を公判廷で証言した。

**判決の要旨**

1 裁判所は車両窃盗と覚せい剤使用並びに所持について有罪としたものの、上記撮影に重大な違法があり証拠排除されるため放火についての共謀の点は立証が尽くされていないとして無罪とした。証拠排除に至る判断は次のとおり。

2 裁判所は、警察はYがX方にほぼ毎日立ち寄っていることが確認できていたにもかかわらず、逮捕に向けた具体的対応を取っていなかったのは理解できないとして、①本件ビデオ撮影の必

要性に疑問があり、②そもそもY逮捕に向けた撮影が真の目的であったかについても疑問とし、③X方においてYを逮捕できる可能性が低下していた時点以降撮影を継続する必要性は相当程度減少していたこと等を指摘して28年5月19日まで漫然と撮影を継続していたことについて警察の対応が不適切であったと断定した。

3 また、本件撮影方法については、④X方の玄関ドアを開けた際に居宅内部が映り込んでいて、公道上等だけを撮影した場合に比べプライバシー侵害の度合いが高く、⑤撮影の期間が約7ヶ月半にまで及んでおり、⑥ほとんど常時24時間撮影が継続され、⑦撮影によって取得された情報の蓄積により生活状況等を把握される度合いが高まっていたこと等からXやXの家族に対するプライバシー侵害の度合いはそれなりに高いものであったと結論づけた。

4 その上で裁判所は、⑧明らかに関係のない子供を含めた近隣住民や通行人、通行車両が写っている映像がハードディスクに保存され、⑨そうした記録からするとプライバシーに対する配慮をしていたという警察官の証言に疑問があり漫然と映像を保存し続けており、⑩撮影対象者が被逮捕者ではなかったこと等から、プライバシー侵害の度合いを下げるための十分な配慮がなされていなかったと指摘した。

5 裁判所は、本件撮影が典型的に強制処分に当たるとまではいえないものの、撮影の必要性は相当程度低下しており、にもかかわらず長期間の撮影を継続したことは任意捜査として相当と認められる範囲を逸脱した違法なものであったと断じた。そして、最大判昭44・12・24で示されていた必要性、緊急性並びに相当性を検討する機会が本件の場合十分にあったにもかかわらずこれを怠り撮影を継続していた点について、プライバシーの軽視と遵法精神の欠如が認められるとした上で、現在もなお埼玉県警が同種の捜査を継続していることや、かかる捜査の問題点を警察官が理解していないことに照らして、将来における違法捜査抑止の見地から証拠排除の必要性が高いとして本件撮影記録の証拠採用は相当でないとした。

## 判例の解説

### 一 撮影をめぐる判例

1 法執行機関による個人の容貌等に対する承諾のない写真撮影については、最大判昭44・12・24(刑集23巻12号1625頁)が(a)現行犯性、(b)証拠保全の必要性、(c)撮影方法の相当性を要件として許容するとした後、最判昭61・2・14(刑集40巻1号48頁)が自動速度取締装置に付随して行われるナンバープレートや運転者の容貌の撮影を同様の要件の下で適法と判断している(犯行現場保全型=タイプI)。その後、犯罪が行われる時点の以前から特定の場所に向けたビデオカメラによって長時間撮影していた事案について、上記(a)の要件がないにもかかわらず適法とする判断が続いていた(東京高判昭63・4・1判時1278号152頁)。

2 他方で、最決平20・4・15(刑集62巻5号1398頁)は、防犯ビデオに残っていた犯人の映像と被疑者の同一性識別のための資料として被疑者の容貌等を公道上やパチンコ店内で撮影した事案において、(a)犯人特定という重要な判断のための資料の入手という正当目的、(b)必要な限度(範囲)、(c)相当な手段での撮影は許容されるとする規範を新たに定立し、先の大法廷判決とは異なる要件の下で承諾のない撮影の法的枠組みを示すに至った(証拠資料収集型=タイプII。こうした犯人特定のための撮影を適法とする裁判例として、東京地判平元・3・15判時1310号158頁、京都地決平2・10・3判時1375号143頁、東京地判平17・6・2判時1930号174頁等がある)。

3 下級審裁判例では、44年判決の示した(a)現行犯要件に限定されないタイプIに属する撮影方法が争われており、例えば、国家公務員の休日の政治活動(政治文書・政党文書の投函)について国家公務員法違反として起訴された事案では、当該公務員に対して多い日では捜査官が11名、捜査用車両が3、4台、ビデオカメラが4ないし6台も用意され、29日間という長期間にわたって尾行撮影が実施されていたが、適法に撮影されたとの判断が示されたことがある(東京地判平18・6・29刑集66巻12号1627頁)。大阪地決平2・7・18(判例集未掲載)では、仮眠者狙いの窃盗事案について警察官5名が撮影前から被疑者を尾行していたが、証拠保全の必要性及び緊急性の点で疑問が

あるとして、上記(a)(b)要件に欠け、「客観的には日常生活における通常の行動とほとんど区別がつかない被告人らの行動を撮影したに過ぎないから、結局、本件ビデオ撮影は、前記最高裁の判示する許容条件はもとより、東京高裁が判示する許容条件も完全には満たされないと判断されている。

4 なお、大阪地判平6・4・27(判時1515号116頁)は、日雇労働者が多く居住する地区に街頭防犯用の目的のためとして15ヶ所の交差点等の高所に設置されたテレビカメラ(合計15台)の撤去並びに慰謝料が求められた訴訟において、政治的活動の拠点となっていた建物の撮影につき、「原告及びその所属する労働組合の活動に事実上の支障を生じさせるなどの不利益を及ぼすおそれが高く、結社の自由や団結権に深刻な影響を与えるだけでなく、同原告のプライバシーの利益をも侵害するものというべき」としてプライバシーの利益の侵害を認め、当該カメラ撤去の要請を承認した。

## 二 学説

1 以上のように撮影をめぐる判例は処分の性質について明確な定義を示すことなく、その適法性に関する判断を繰り返している。そこで学説では、概要3つの立場から定義づけがなされている。第1は任意処分説である(多数説)。すなわち、裁判例については「当該事案における警察官の写真撮影が任意処分であることを前提に、それが適法と判断されるのはいかなる場合であるかを示したものと捉える<sup>1)</sup>。この立場からは、平成20年決定の示した(a)要件は44年判決の(a)と並ぶ必要性要件となり、(a)は具体的事案に即して摘示された要件に過ぎず、撮影の適法性を認めるための不可欠なものではないと見る。

2 第2は強制処分説で、無令状の写真撮影を認める218条3項、220条1項2号以外の場合を不適法とする見解や<sup>2)</sup>、要件・手続・効果を事前の統制に委ねるべきとする見解がある<sup>3)</sup>が今日では少数説である。

3 第3は折衷説で、撮影態様によって任意処分と強制処分とを区別し、重要なプライバシー権が侵害される場合を強制処分と捉え、任意処分としての写真撮影を認めつつ、許される任意処分の基準を判例法によって設定しようとし<sup>4)</sup>、撮影の

形態や方法によっては強制処分に至る場合もあると考える(有力説)<sup>5)</sup>。その基準は明確ではないが、公共空間における肖像権と住居内のプライバシー権を区別したり<sup>6)</sup>、平成20年決定を手がかりに「人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所」で行われた撮影の場合は保護に値する権利利益はないとする<sup>7)</sup>。

4 だが、任意処分説や折衷説には大きく2つの点で疑問がある。第1に、司法的統制を欠く可能性が大きい。監視型撮影の場合、その撮影結果が法廷に顕出されることは想定し難い。例えば、前述の国公法違反事件では長期間にわたる撮影結果は証拠調べ請求されておらず、たまたま証拠開示によって撮影の実態が明らかになったに過ぎない<sup>8)</sup>、最近、大分県警別府署が公選法違反の捜査と称して議員の支援事務所等が入居している建物に対してその出入りを撮影していたことが明るみとなった結果<sup>9)</sup>、建造物侵入罪で警察官が処罰されるという事件があった<sup>10)</sup>。こうした撮影は氷山の一角であり、現場では無規制に撮影が横行している一方、裁判所の審査の対象とされる場合はごく限られている。つまり、任意処分と見る限り撮影を現実的に規律する契機に乏しい。

第2の問題としては、GPS捜査大法廷判決(最大判平29・3・15刑集71巻3号13頁)によってこれまで前提とされてきた公共空間においてプライバシーの期待が減少するという一般的公理に揺らぎが生じている点である。すなわち、公道上で主として実施されるGPS捜査は長期間継続的な監視で本件の長期ビデオ撮影と共通する。また、本件は立ち寄り先の監視という第三者が対象であったが、大法廷判決の事案でも第三者所有の車両がGPS捜査の対象となっていた点で同じだ(どちらも友人関係や立ち回り先という点で必ずしも無関係というわけではない)。公的空間であっても事前準備を伴う長期の監視撮影は強制処分性を帯びると見るべきだろう<sup>11)</sup>。

## 三 本判決の特徴

1 判決は今回、上記のような折衷説的見方を採用しなかった。居宅内部の撮影が混在していたことを認めたが、当該部分あるいは全体を強制処分と見るのではなく、任意処分として必要性、相当性を検討した。これまでの撮影に関する判例は事前待受けの東京高判63年を除くと、被疑者が

被写体とされており証拠保全（タイプⅠ）あるいは犯人識別（タイプⅡ）のための資料収集の必要性が認められていたが、本件は被疑者の立ち寄り先の監視であり、タイプⅠにもタイプⅡにも属さないもっぱら動向監視・情報収集を目的とした撮影（タイプⅢ）と類別されよう。

2 従来の撮影関連判例では裁判所が撮影と映像記録の関連性に特段の関心を示したことはない。ところが、本判決は撮影データがパソコンに保存されていた事実をプライバシー侵害の程度の大きさの根拠に挙げている点が特徴的である。これは、GPS 捜査について違法判断を示し立法の必要を指摘した最大判平 29・3・15 の影響ではないかと思われる。すなわち、大法廷は GPS 発信装置からの信号を受けて被処分者の現在位置探索だけを問題としていたわけではなく、「個人の行動を継続的、網羅的に把握する」点を重視していた。本判決も単に撮影記録するだけではなく、これが長期にわたり保存され将来どのように利用されることとなるか不明であることを憂慮したのではないか。

3 この点は従来の強制処分説ですら被撮影者のプライバシー保護にあたり不十分であることを示唆する。監視型撮影で収集されたデータは、たとえ事前審査があったとしても撮影結果を確認する機会がなければその範囲や撮影頻度、被写体の限定等が遵守されたかどうかは明らかでない。証拠調べ請求されたとしても全データが開示されない限り弁護側も確認することができない。こうした取得データに関心を寄せた裁判例は管見する限り見当たらないが<sup>12)</sup>、警察が監視捜査で記録した撮影データの取り扱いに関する議論はわが国ではまだ十分になされているとはいえない<sup>13)</sup>。

#### 四 まとめ

テクノロジーの発展は急速で、それに比例してプライバシー侵害の範囲はますます大きくなっていく。だが、撮影を含む監視捜査が無規制なのは先進国では日本ぐらいである<sup>14)</sup>。撮影が許容される基準論としてはタイプⅠの現行犯（前述(a)要件）が外形上も明らかで妥当だ。それ以外のタイプⅡやタイプⅢについては事前規制に服させると共に事後規制の必要があるだろう<sup>15)</sup>。許容要件を現行犯に限定した 44 年大法廷判決に立ち返り、立法を急ぐべきだ<sup>16)</sup>。

#### ●—注

- 1) 洲見光男「写真・ビデオ撮影」『刑事訴訟法判例百選（10 版）』（別冊ジュリ、2017 年）18 頁。
- 2) 三井誠『刑事手続法（1）（新版）』（有斐閣、1997 年）114 頁。
- 3) 渡辺修『S シリーズ刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2002 年）58 頁。
- 4) 田口守一『刑事訴訟法〔第 7 版〕』（弘文堂、2017 年）98 頁。
- 5) 長沼範良「写真撮影」『刑事訴訟法の争点』（増刊ジュリ、2013 年）91 頁、酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015 年）31 頁、同「写真撮影」『刑事訴訟法判例百選〔第 9 版〕』（別冊ジュリ、2011 年）21 頁。
- 6) 井上正仁『強制捜査と任意捜査（新版）』（有斐閣、2014 年）14 頁。
- 7) 川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法（捜査・証拠篇）』（有斐閣、2016 年）19 頁。
- 8) 詳細については、法律時報編集部『新たな監視社会と市民的自由の現在 国公法・社会保険事務所職員事件を考える』（日本評論社、2006 年）参照。
- 9) 「隠しカメラ、『民進党』関連建物敷地内に」毎日新聞 2016 年 8 月 3 日。
- 10) 「隠しカメラ設置で大分県警の 4 人略式起訴 別府署『撮影は勇み足』」産経新聞 2016 年 9 月 21 日。
- 11) 福井厚『刑事訴訟法講義〔第 5 版〕』（法律文化社、2012 年）105 頁参照。
- 12) データ取得後の取り扱いの適法性が争われた事案としては N システム訴訟があるが、裁判所は「取得されたデータは、上記目的達成に必要な短期間保存されることはあるが、その後消去され、目的外に使用されることはないというのであるから、公権力がみだりに国民の情報を収集、管理するということはできないもの」として訴えを退けている（東京高判平 21・1・29 判タ 1295 号 193 頁）。
- 13) 「取得後規制」を重視する論稿として、笹倉宏紀「捜査法の思考と情報プライバシー——『監視捜査』統制の試み」法時 87 巻 5 号（2015 年）70 頁、稲谷龍彦『刑事手続におけるプライバシー保護』（弘文堂、2017 年）等参照。
- 14) 監視型捜査に関する比較法的な調査として、指宿信編著『GPS 捜査とプライバシー保護 位置情報取得捜査に対する規制を考える』（現代人文社、2018 年）参照。
- 15) 例として豪州のオンブズマン制度が挙げられる。同上第 2 部第 5 章参照。
- 16) 松代剛枝「写真撮影」『刑事訴訟法の争点〔第 3 版〕』（増刊ジュリ、2002 年）76 頁参照。

成城大学教授 指宿 信